一橋大学における
人権問題について考える

～国立市人権・平和・多様性の条例を活かすために～

2020年 2 月28 日（金）午後6：30～9：00

会場：くにたち公民館地下ホール
（国立駅南口徒歩7分）

◇2015年8月24日、一橋大学法科大学院の学生が大学構内で転落死しました。それまでの事情から、アウティング(※)されたことが引き金となった自死と推定されました。亡くなった学生はクラスのLINEで同性愛者であることをアウティングされ、そのことで心身不調に陥り、教授や大学の「ハラスメント委員会」に相談したものの、そこでもきちんと対応してもらえていませんでした。

※プライバシーに拘わる重大な事柄が本人に断りなく外部に伝えられること

1年後、遺族は大学に対して裁判を起こしましたが、東京地裁は、自殺は予見できず大学側の対応に問題はなかった、という判決を下しました。本当に問題はなかったのでしょうか。

◇この事件を知った性的少数当事者である市民から、自死した学生の痛みを忘れてはならないと強い要望が出され、その後成立した「国立市女性と男性及び多様な生の平等参画を推進する条例」には、「アウティング」を禁止する条項が入り、全国的にも注目されました。さらに、国立市は2018年12月議会で、「国立市人権・平和・多様性の条例」を全議員の賛成により成立させました。

◇2019年4月にこの条例が施行された後、一橋大学大学院学生梁英聖さんから、国立市に対して、教員によりヘイトスピーチとパワハラを受け続けている、大学のモラルハラスメント委員会に申し立てたがダメだった、どうか条例に基づき大学に対して動いてほしい、との要請がなされました。

◇条例が実際に差別に苦しむ市民の力になるかどうか、試されています。この二つの差別事件の事実を知り、市民として何ができるか一緒に考えたいと思います。ぜひご参加ください。

内　容

- 「当事者として、なぜ国立市に要請するに至ったのか」
  梁英聖さん（一橋大学大学院言語社会研究科博士後期課程/著書「日本型ヘイトスピーチとは何か」影書房）
- 一橋大学アウティング裁判の弁護士からのメッセージ
- 「ジェンダー・セクシャリティに関する学内における現状について」
  本田恒平さん（一橋大学大学院経済学研究科修士課程）
- 「国立市女性・男性・多様な性の平等参画推進条例にアウティング禁止を盛り込むことを求めた思い」
  定禅寺カルマさん（LGBTアクティビスト）
- 「人権問題に立ちはだかる大学組織の壁 ～私の体験より～」高林敏之さん（元大学専任教員）
- 「国立市人権・平和・多様性の条例に『事業者の責務』を盛り込むことを求めた思い」
  押田五郎さん（国立市人権・平和のまちづくり審議会委員/清掃・人権交流会代表）
- 国立市からのコメント紹介

主催：一橋大学のヘイト・パワハラ問題を考える会　　連絡先：☎042-574-0163（佐藤）